

医療メディエーター協会会員手引(2021年版)

会員の皆様が困った時に参照できるファイルを作成しましたので保存し、適宜、ご活用ください。すべて、ホームページに掲載されている内容ですが、お手元においていただくと便利かと思えます。ここに記載されている内容については、原則として、お問合わせいただいても、こちらをご参照するようお願いするにとどめることになります。

目次

1. 会費納付について
2. 更新制度（ポイント制について）
3. 各種パスワードについて
4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について
5. 退会手続について
6. 診療報酬加算の申請について
7. 会員カテゴリーについて

1. 会費納付について

- ・年会費 6000円（3月末の期限経過後は滞納料600円が加算されます）
- ・会計年度 1月～12月（入会月にかかわらず1年の会費が必要）
- ・会費納付期限 3月31日(1月1日～3月31日が納付期間)
- ・退会：単なる会員組織でなく、医療メディエーター認定という公的認定が退会するまで継続して付与され、厚労省等の照会にもそのように回答します。退会手続をとるまで公的認定は継続し、そのため会費は継続して発生します。退会時に、未納会費がある場合、納付が必要です。再入会・認定には基礎編再受講が必要となります。

会費納付手順

次の URL を開いてください。<https://miitus.jp/t/jahm/login/box/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。年会費のバナーをクリックすると会費支払いページが開きます。クレジットカードか、コンビニ払込票かいずれかを選択してください。会費納付は個人の名義で行ってください。**※病院が会費を負担される場合も、まず個人で納付した上で、病院から還付してもらってください。病院からの直接納付は出来ません。必要な領収証、請求書はお問い合わせ(jahm_contact@yahoo.co.jp)頂ければ発行致します。請求は該当年にお願いします。遡っての発行は、照会が必要なため手数料が必要となります。**

2. 更新制度（ポイント制について）

厚生労働省が、診療報酬加算対象の医療対話推進者について継続学習を推奨していることから、医療メディエーター資格についても、5年に1度の更新制度を設けています。更新にあたって、5年間に100ポイントの継続学習を必須となります。医療メディエーションに関する各種活動に参加されることでポイントを取得し、それをクリアすることで認定登録の更新が可能となります。

1. ポイントの取得の期限

入会年を含め、5か年を期限としポイントを取得していただきます。認定証に期限が記載されていますのでご確認ください。**更新受付は該当年の9月1日から9月30日(事務局必着)**です。受付期間以後の9月から12月末までの研修のポイントは受講予定の申告でカウントします)、審査後、翌年になりましたら新しい認定証をお送りします。

更新年につきましては各自の認定証に明記してありますのでご確認ください。

2. ポイントの詳細

100ポイントの取得を更新の要件とします。ポイント表は下記をご参照ください。

各支部の研修や勉強会、本部主催の研修やシンポジウム、関連学会での学会発表、協会提供のe-learningの視聴などでポイントを獲得できます。各自で参加された研修、シンポ、e-learning記録、配布されたポイント票などを管理して頂き、更新時にはその写しなどをご提出いただく事になります。記録を保存して頂けますようお願い致します。

更新制ポイント表

5ヶ年で100ポイント取得（支部研修の1日上限は30ポイント）

| 種別 | 名称 | ポイント | 備考 |
|-----------|----------------------|-------|-----------|
| JAHM | Iコース・Aコース受講 | 各50 | |
| 支部・早稲田AS等 | RPを含む1日のフォローアップ | 30 | |
| 支部・早稲田AS等 | 半日程度の講演・勉強会形式フォローアップ | 20 | |
| JAHM | ZOOM研修参加 | 10 | |
| JAHM | e-AGORAによるe-learning | 1講座10 | |
| JAHM | 基礎編再受講 | 30 | |
| JAHM | JAHM主催シンポジウムへの参加 | 50 | |
| 関連学会 | 関連学会での発表・論文掲載 | 30 | 本協会が認めるもの |
| その他外部研修 | 本協会が認定する外部団体の研修・講演等 | 10~20 | 本協会が認めるもの |

支部研修の1日のポイント上限は、30ポイントです。

3. 要件としての会費の納入

5か年間、会費を納付していただいていることを更新の要件とします。

4. 更新手続き

※更新されない場合、更新要件を満たさない場合は、下記を選択してください

1. 退会

2. 賛助会員として継続

申し出がない場合、自動的に2となり賛助会員で継続します（会費発生）。

退会の場合は必ず事務局にお申し出ください。

1. 更新のための要件

(1) ポイントの取得

更新書類提出時点で100ポイント以上のポイントを取得していること。

(2) 会費を完納していること

会費が完納されていること

2. 更新の手続き

(1) 申請期限

2000年9月1日から9月30日（事務局必着）

※1日でも遅れた場合は、一切の例外なく受付できません。

突然の病気・事故など様々な可能性を考慮し、早めに申請してください。

いかなる理由でも例外は設けません。

※9月から12月末までの研修は参加予定の申告で結構です。なお、申告したにも

かわかわらず、実際には参加せず、ポイントが不足する場合は更新を取り消します。

(2) 提出先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 366-1-2205

一般社団法人 日本医療メディエーター協会事務局 宛

(3) 提出物

①期限に到達するB認定証原本（期限が記載されたB認定証）

②ポイント証明するもの原本（参加証・修了証・ポイント

を記載したもの。100ポイント以上） ※確認後返却いたします。

③返信用ブルーのレターパックライト（返送先記入済のもの） 360円

以上をブルーのレターパックライトに入れて上記提出先にお送りください。赤のレターパック、書留などは受付されず返送となります。必ずブルーのレターパックで。レターパックですので、郵便局のサイトで届いたかどうかご自身で

確認して頂けます。そのため、こちらからは到着報告は致しておりません。新認定証の発送は1月頃になります。

詳細については、変わることがありますので、ホームページ更新制のページ参照のこと

3. 各種パスワードについて

1. <https://miitus.jp/t/jahm/login/box/> へのログインパスワードがわからない場合。

ログイン画面の下部に「パスワードを忘れた方」とあります。ここをクリックし、登録メールアドレスに届くメールの指示でパスワードを再設定してください。ご自身の設定されたものは、事務局ではわかりません。

2. 会員専用ページへのパスワードが分からない場合。

協会表紙ページの左下メニューの下から2番目「会員専用ページ」へのログインができない場合。毎月3ヶ月有効のID/PWをお知らせしています。複数のPCで問題なく開けることを確認してお送りしています。

※アルファベット「o」「l」と数字の「0」「1」の区別にご留意ください。

※コピーペーストをお勧めします。ただし、前後のブランクを一緒にコピーペーストすると開きません。ご留意ください

上記に問題ないにもかかわらず、お手元のPCで開かない場合、ご使用のPCの設定が影響していると思われるが、原因がわかりません。プロバイダ、管理者にお問い合わせ下さい。事務局ではご自身のPC設定はわからないので回答できません。

3. e-AGORAのパスワードを入れても開かない場合

※会員専用PWと間違えていませんか？

※毎年3月末までに会費納付された方に**半年間有効**のe-AGORA専用PWをお送りしています。**期日までに会費納付されない場合、PWは届かず視聴できません。**

※PWの期限は届いてから**6か月**です。それ以降は視聴できません。

※PWは**再発行できません**。パスワードは個人限りで本人以外事務局でもわかりません。

※委託会社に、直接問い合わせをするのは、控えてください。

※全年度の途中まで終了のかたは、その続きから再開できます。

4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について

次の URL を開いてください。<https://miitus.jp/t/jahm/login/box/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。マイページに入り、登録情報を変更してください。マイページへの入り方も HP で説明しています。支払い履歴も同様に、マイページで確認して頂けます。

特にメールアドレスを変更したときは、必ず事務局に連絡の上、会員システム上で変更してください。変更を怠ると、協会からのメールが届きません。これについて協会は一切責任を負いません。必ずメールアドレスはご自身で、届け出の上、変更してください。

携帯アドレス・勤務先病院アドレスの使用は入会時にお断りしています。入会后、これら禁止アドレスに無断で変更された場合は、不正行為として、認定取消となります。

5. 退会手続について

退会される方は下記の手続きをお願いします。

1. 協会事務局に退会希望の旨をお知らせ下さい。システム上の大会処理は事務局で致します。絶対に yourself システムからの退会処理をしないようにしてください。
2. 未納会費がある場合は、上記システム上で完納してください。
3. お手元の認定証は、下記へ返納してください。

返納先：162-0801 新宿区山吹町 366-1-2205 日本医療メディエーター協会事務局

6. 診療報酬加算の要件について

※厚生労働省患者サポート体制充実加算の申請について

- ・ 純粋事務職の方 20 時間（基礎編+4 時間以上の差分研修）が必須
- ・ 上記以外の医療有資格者の方 研修受講は努力義務のみ

※医療メディエーター認定は必須ではありません。受講証で申請可能です。

7. 会員カテゴリーについて

本協会会員規程（抜粋）

※ 認定会員

協会の目的に賛同し、16時間以上の本協会認証基礎編研修を受講したうえで、規定の会費を納入した個人であって、医療法に定める医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設）に勤務するもの。

※ 特別会員

認定会員として本協会の活動に多大の貢献があり、認定会員としての資格を喪失したのちも、引き続き本協会の活動に参加するもの。

※ 賛助会員

この法人の目的、事業を奨励する個人又は団体